

令和4年9月定例会 代表質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「核兵器廃絶・国民保護について」

○中山武彦 皆さんこんにちは。

議長のお許しを得ましたので、公明党市議会の中山武彦が代表質問をさせていただきます。

1項目に、核の廃絶、国民保護について質問いたします。

今年の8月6日、9日、被爆地広島と長崎で77回目の原爆の日を迎えました。平和を祈る記念式典が開催され、広島では被爆者、遺族、岸田首相、国連事務総長が出席、また内外から多数の参列をいたしまして、主催者の広島市長は平和宣言を読み上げました。広島市長は、核兵器による抑止力なくして平和は維持できないという考えが今勢いを増していると、このことを強く非難しまして、その上で保有国に対し、被爆地の核兵器を使用した際の結末を直視されるように、そして核兵器をなくすよう訴えております。

今年2月のロシアのウクライナ侵攻によりまして、核兵器を取り巻く状況が厳しくなっています。一方で、核兵器をなくす方向性で6月に核兵器禁止条約の第1回締約国会議が開かれ、8月には核兵器不拡散条約のNPT運用検討会議が開かれました。私ども公明党の創立者である池田SGI会長は、このNPT運用検討会議に先立つ7月に核保有国に対しまして核兵器の先制不使用の誓約を求める緊急提案を行いました。残念ながらこのNPT会議の最終文案にはロシアの拒否によりまとまらなかったものの、このような現状を鑑みますと、核兵器、核廃絶の波を引き続き国内外で高めていく必要があると強く思うところであります。

そこで、質問をいたします。

平和に関連した香芝市の取組はどうなっているのかお答えください。

○企画部長 平和に関連する香芝市の取組でお答え申し上げます。

平和関連の協議会の一つとして世界恒久平和の実現に寄与することを目的として活動する平和首長会議、平和首長会議がございまして、本市は非核平和都市宣言の理念である核廃絶と恒久平和の実現を目指すために平成22年2月1日付でこの会議に加盟いたしております。この会議は、広島市、長崎市が中心となり1982年に設立されたものでございまして、核兵器禁止条約締約国会議等への出席、条約の早期締結を求める署名活動、各方面への要請活動、子供たちへの平和啓発事業などを行ってございまして、本市はこれらに賛同する意を表することで参

画いたしているところでございます。

○中山武彦 それでは、具体的にどのような事業を行っているのか教えていただけますか。

○企画部長 市民への啓発といたしましては、戦争の悲惨さと平和の尊さについて改めて考えていただく機会といたしまして、これ、平成 22 年度より毎年 8 月にふたかみ文化センターロビー、市民図書館等にて平和を考えるパネル展を実施いたしております。また、今般のロシアによるウクライナ侵攻に対しまして、募金活動を実施いたしております、これは令和 5 年 3 月 31 日まで設置する予定をいたしております。

○中山武彦 香芝市は自治体として平和都市宣言をしておりますけども、この平和都市宣言をされた背景や経緯、意義などを教えてください。

○企画部長 1981 年にイギリスのマンチェスター市が行った非核宣言から非核自治体の運動が広がるとともに、日本にも上陸いたしまして、翌年の昭和 57 年には 42 都市、昭和 58 年には 56 都市、昭和 59 年に 129 都市と徐々に増加いたしまして、戦後 40 年を迎えた昭和 60 年には一番多い 220 都市が非核宣言自治体となり、拡大していったものでございます。このような背景から、本市、当時香芝町でございましたけれども、昭和 60 年 9 月 27 日に当時の香芝町議会での議決を経まして非核平和都市宣言を行っております。

○中山武彦 その当時議会から決議されて都市宣言をされたということでございますね。

教育委員会に伺いますけども、この小・中学校において平和教育はどのように行われてるか教えてください。

○教育部次長 平和に関する教育に関しましては、学習指導要領に基づきまして、子供たちの発達段階に応じて行っております。例えば中学校の社会科におきましては、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させること、また日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について理解させることなどについて指導するとなっております。

○中山武彦 核兵器に関わることについてはどのような機会において学ぶのでしょうか。

○教育部次長 小・中学校の社会科におきます近現代史の場面で学んでおります。また、中学校の公民的分野、国際社会における我が国の役割と関連させまして、核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育成するような配慮をするというふうなことになっております。

○中山武彦 小・中学校でも核兵器の教育を受けてるということで、修学旅行、今は広島に行けてない状況があると、コロナの関係です、ですけども平和記念資料館を見るとかなりインパクトがあるので、見ると見ないとでは人生が変わるぐらいの体験だと思います。そういったことで、子供が関心を持って今後個人的にでも行けるような感じでずっと啓発活動を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市長に伺いますけれども、この平和首長会議に加盟されてるということで、今世界各地で加盟が広がっております。その意味でも、国防、外交は国の専管でございますけれども、市長としてこの平和首長会議の一員として核廃絶に向けた取組、市民に対する思いを訴えていただきたいと思いますが、どうですか。

○市長 議員ご指摘のとおり、この平和首長会議というのに対して世界 166 か国の国地域、そして 8,000 以上の都市が加盟しているようでございます。市民の安心・安全の生活を守る自治体首長で構成する組織として、核兵器のない世界の実現を目指すというのがビジョンに位置づけられております。平和首長会議の一人として、香芝市の人々の平和な暮らしが守れるよう、常にビジョンを意識して市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○中山武彦 ぜひとも発信していただきたいと思います。年内にも会議がございますし、来年は広島でサミットがございますので、加盟国の一自治体首長として発信もやっていただきたいと思います。

続いて、国民保護について伺います。

この自治体でできることは限られますけれども、市民の生命を守るのは自治体の基本的な使命でございますので伺いますが、香芝市ができる役割は何なのか教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 まず、今国民保護というワードが出ましたけれども、法律名といたしましては武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律となっております、対象となりますのは武力攻撃、テロ行為に対するものでございます。そういった中で、市の責務といいますか、国、都道府県、市町村併せて公共団体の重要な役割といたしましては、まず1つは避難、2つ目としては救援、3つ目といたしましては武力攻撃等に伴う被害の最小化の3つが掲げられております。

○中山武彦 その使命があるということですが、J-A L E R Tの運用について伺いますけれども、そのJ-A L E R T、どのように運用されていますか。

○危機管理監兼生活安全部長 本市におけます現在使用しておりますJ-A L E R T機器につきましては、平成 30 年度に更新を行ったものでございまして、当初は消防庁がJ-A L E R Tによる情報発信をされていたところを現在のところにつきましては、国民保護も含めまして、新型受信機導入が行われたことに伴って平成 30 年に整備、更新しているところでございます。運用といたしましては、年に4回全国一斉のJ-A L E R Tテスト放送がございますので、本市においても作動試験を行っているところでございます。

○中山武彦 そのあたりも作動していくのか確かめながらやっていただかなければいけないと思います。

最近も弾道ミサイルが日本の近海に落下しました。香芝市の有事の際の避難先についてはど

うなるのか教えていただけますか。

○危機管理監兼生活安全部長 香芝市内におけます避難先につきましては、まず国民保護法の第148条の規定により避難場所の指定については県知事が行うところでございます。香芝市においては、一般の、一般って、災害用の避難場所であります小・中学校に併せて福祉センターであったり北部体育館、あと県の施設はございますけれども、香芝高校等が避難場所として指定されておるところでございます。

○中山武彦 今県指定ということでされておりますけれども、専門家のほうから日本のその知識、町ではシェルター整備が遅れてるということで、今市内には大規模な地下鉄もございませんし、強固な建物もそんなに多くあるわけじゃないですね。大変難しい課題でございますけれども、ウクライナの多くの人々が今国外へ退去しているような状況を考えますと、これは人ごとではございませんので、今県の指定ということですから広域で県内外の検討が必要だと、こう思いますので、協議を再開していただいてしっかりと準備していただきたいと思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

「コロナ禍・物価高騰下の対応について」

○中山武彦 引き続き、2番のコロナ禍、物価高騰についての対応について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスの感染状況が続いてますが、国はこの医療機関の逼迫の対策や保健所の機能が維持できるように対策を進めております。香芝でも引き続き適切な対応をお願いしたいと思います。

改めて市内の感染状況について教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 9月6日時点、先ほどの答弁と同じですけれども、9月6日時点で香芝市におけます新規感染者数は1万4,186名となっております。

○中山武彦 先ほどもご答弁がございましたが、感染状況のある方などから療養したいとか援助物資を届けてほしいとか、いろんな問合せがあると、こう思います。現在市の対応内容を教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 香芝市といたしましては、感染者であったり濃厚接触者さん等からの相談についてはいろんなチャンネルを使って相談を受けているところでございます。また、陽性者の方に係る生活支援については、生活支援物資の配布をまだ継続して行っているものでございます。

○中山武彦 先ほども詳しく青木議員のところで答弁がございました。今お話のあったとおり、

食料の備蓄とか、あらかじめ災害備蓄と同じようにしていただければありがたいなっていう話もございましたね。そのようなことで、市も広報をしっかりと、その点が、そういう思いがあればしていただきたいと思います。

ちょっと別の観点から伺いますけども、コロナ禍の感染の中で、感染されてコロナでお亡くなりになった場合のことについて伺いますけども、病院等で納体袋に包み込んで、そしてまた密封の状態で搬送され火葬すると思うんですが、そのときにご遺族の方が火葬場のほうでどこまでお見送りができるのかという点、現状どうなってるのか、地域によっては入り口から中に入れない状況が奈良県下であると伺ってますが、香芝ではそのあたりは寄り添った形でされてるのか伺いたいです。

○市民環境部長 議員ご指摘のとおり、自治体さんの一部には敷地内に入れなくてというようなことも聞き及んでございます。本市の場合は、コロナ禍当初よりお見送りっていう面ではできるようにというような形で配慮させていただいておまして、ただ場所につきましては感染予防、見送りに来られる方、ご遺族の方も含めまして感染予防というところで、エントランス、建物の入り口部分ですね、そちら、屋根で、エントランスが半円形でございますけれども、そちらでお見送りをいただいて火葬炉のほうにご遺体のほうを入れさせていただくと、そういった措置を取ってございます。

○中山武彦 今地域によっては納棺されてお顔も見れない形でということも、当初から様々言われておりますし、非常にお亡くなりになるとかわいそうって、全然、一瞬にしてお別れもできなくなっちゃうということで大変気の毒なことになりますので、現状をお聞きしましたら納体袋は透明だと伺ってますし、顔のところが開ければお見送りもできると思いますけど、できるだけ寄り添った形、できれば通常の形のようになるように早く検討を進めていただきたいと思います。2次感染がないという方もいらっしゃいますし、そのあたりのことも協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

じゃあ続きまして、ワクチン接種について伺いたいです。

オミクロン株対応のワクチンが始まると聞いておりますが、今までのワクチンがなくなって全て取って代わるのかどうか、そのあたりを伺いたいです。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 現在特例臨時接種の実施期間が令和4年度末までの延長の方向で調整されております。延長された場合は、10月1日以降も従来株のみのワクチンの接種は引き続き実施可能でございます。

○中山武彦 じゃあ、対象者を教えていただけますか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 厚労省からの9月2日付事務連絡では、対象者は初回接種を完了した12歳以上の全ての市民を対象に実施することを想定して準備を進めるよう

指示されております。

○中山武彦 初回接種ということは、2回までの方ということで、3回目からということになりますよね。

じゃあ、5歳から11歳のその小児ワクチンについて伺いますが、ワクチン接種を保護者に課すことの努力義務が示されました。この点についての、ワクチン接種についてはどう進めていくのか教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 昨日国からの自治体向けの説明会がございました。6月6日より小児接種に対する努力義務が適用となり、追加接種を開始することが説明されました。本市におきましては、初回接種を済ませておられる、8月31日現在で520名の方がいらっしゃいます。この方々に対しまして、2回目接種から5か月経過後接種可能となることから、9月に接種可能な約360名の方、この方々に接種券を郵送できるよう準備を進めておる状況でございます。

○中山武彦 義務化されたといっても強制ではございませんので、よく判断していただいているように準備を進めていただきたいと思います。

そしたら、オミクロンの対応株について聞きますけれども、接種方法について今までと変わったところがあれば教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） これまでは、新型コロナワクチンと他のワクチンの接種につきましては13日以上の間隔を空けないと接種ができないとされておりました。今現在におきましてなんですけれども、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンに限りましては接種を同時に接種することが許されまして、接種に関する規定が撤廃されました。

○中山武彦 そのあたり、変わったということで、よくアナウンスしていただきたいと思います。円滑に接種できるようにお願いいたします。

続いて、後遺症支援について聞きますけれども、コロナの後遺症相談窓口の設置については、以前質問いたしました、その後の状況について教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） コロナの後遺症相談窓口でございますけれども、相談窓口及び後遺症専門外来につきましては昨年12月議会の一般質問でご答弁申し上げました内容から進展がなく、現在のところ奈良県には設置されていない状況でございます。後遺症についての相談対応は、保健所におきましても随時対応されており、地域の医療機関への相談を案内しておられます。

○中山武彦 まだ設置されていないということですが、コロナ後の後遺症外来、後遺症外来を設置されてる民間の医師は、大変この軽微な形でもかなりの方が後遺症を持つというふうに言われてまして、疲労感、倦怠感等が残る可能性があるということで、無理をすれば動けなくなっ

ちゃうという話も聞いてます。コロナのワクチンを接種すれば後遺症のこのリスクを下げると言われてますけども、それは本当でしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） イギリスの国家統計局が行われました調査結果によりますと、2回目接種のデータではありますが、接種によって後遺症のリスクが下がるという報告がございます。ワクチン接種が後遺症の予防にも効果がある可能性を示しております。罹患後の症状、後遺症につきましては、コロナ感染時の症状の経過、症状の期間と重症度、基礎疾患や合併症の有無にも影響があります。新型コロナワクチン接種は重症化を予防する効果がありますので、感染時に少しでも軽症で済み、罹患後症状を残さないよう接種の検討をお願いしたいと考えております。

○中山武彦 じゃあ、そういうことであればそのあたりも広報していただきまして、後遺症のおそれと、また無理をしないということとワクチン接種、併せて市の広報でもお願いしたいと思います。

そしたら続きまして、事業者支援について伺いたいと思います。

事業を行っている皆様には、コロナの感染拡大と物価高から大変厳しい状況に追い込まれているところもあると、このように思います。今年6月の国の新たな補正予算でございますけども、これによりまして原油高対策や石油元売会社への助成金、補助金をはじめ、地方創生臨時交付金の拡充がなされました。そうした中で、公明党議員団も各会派の皆様と共同で交付金を活用した対策を要望させて、今進められています。今回改めて伺いますけども、今のコロナ禍また物価対策の中で、香芝市を含め国や県が実施している支援策についてどのようなものなのか教えてください。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 現在本市では、物価高騰対策として、市内で事業を行っている中小企業者様を対象に、先ほどおっしゃいました国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を原資とし、電気料金の一部を支援金として交付させていただいております。5日の本会議で発言させていただきましたように、支援金額を拡大させていただきました。また、国には特別利子補給制度等、県には新型コロナウイルス感染症対応資金等の支援制度がございます。

○中山武彦 市としても様々な制度を事業者さんが利用されますように推進していただきたいんですが、課題についてはどのようなことを把握されておりますか。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 幾ら有利な支援制度であっても中小企業者の皆様へ伝わっていないことが考えられます。このあたりが課題であると思います。特に小規模事業者の方に向けてはできるだけプッシュ型で情報提供をさせていただく対応をしたいと考えております。

○中山武彦 プッシュ型ということで、河杉議員のほうから以前代表質問で質問もされて、そのようにさせていただけるということですが、ただデジタルの申請制度のこの遅れとか、また事業者さんの口座とひもがついてないというところで、なかなか新しい分野についてはまだなかなか進んでないということですが、プッシュ型の内容ということについてさらに教えていただけますか。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 過去に補助金等を交付いたしました企業者様もしくは商工会員の皆様に対し、個別に案内のチラシを送付し、周知に努めております。また、国、県が実施する支援策に係るチラシを窓口で配架し、来庁された際に市が実施する支援策と併せてご案内いたしております。

○中山武彦 確実に届くようお願いをしたいと思います。

続きまして、農業者支援についてお伺いいたします。

小麦や肥料、こういったものの国際価格が高騰しておりまして、このため食料品の値上げが相次いでおります。市民の暮らしにも影響が及んでいると聞いてますが、政府は生産者支援に乗り出しまして、今年6月に緊急支援を決定いたしまして市内農業者の支援策、こういったものもされると伺ってます。肥料高騰に対する支援がなされると聞いてますが、この支援制度の概要について国や県から示されているのでしょうか、教えていただけますか。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 具体的な通知、文書で通知っていうのはまだ届いてございませんが、農業者の方への説明の前に県、JA中央会とともに市町村に対し8月12日にウェブでの説明会がございました。その資料によりますと、肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のため、化学肥料の低減に向け取り組む農業者に対し前年度から増加した肥料費についてその7割が支援金として交付されるとなっております。

○中山武彦 今のご説明で前年度からの追加分の7割と、値上げ分の7割は助成されるということですが、支援体制をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 県の支援体制でございますが、今後奈良県において、先ほどのウェブ会議によって関係機関である県、JA中央会、市町村への説明があったところでございますが、今後奈良県において協議会が設立され、農業者への申請期限や内容等の情報提供がされる予定でございます。また、取組実施者はJAや肥料販売店が担い、農業者の申請書を取りまとめ、協議会への申請となるということです。

市も続いていいですか。

香芝市のほうでございますが、香芝市では県が設立した協議会やJAより発信される情報をいち早く農業者の方に伝えたいと考えております。対象、非対象を問わず全農業者約1,000戸の方に周知したいと考えております。

○中山武彦 今全部答えていただきましたけども、全戸ですが、農家が1,000戸ほどと今おっしゃいましたけども、確実に、利用される方と利用されない方がいらっしゃると思いますけども、全員の方に届けていただくということで、これは安心できますね。必ず肥料を使いますので、そのあたりのあんばいがあると思いますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、消費税のインボイス制度について伺います。

ご承知のとおり消費税は、税を負担する消費者と納税する事業者が分かれておりまして、消費税を適切に運用するため近々インボイス制度、これが導入されると聞いております。インボイス制度とはどのようなものなのか簡潔に教えていただけますか。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 令和5年10月1日から導入される新たな仕入れ税額控除の制度でございます。課税事業者が消費税の仕入れ税額控除の適用を受けるためにはインボイス、適格請求書の保存が必要となります。

○中山武彦 新しい仕入れ税額控除ということで、仕入先との取引関係によっては事業者さんもインボイスを発行しなければいけないということで、するかしないかは任意だと伺ってるんですけど、それでその判断をしなきゃいけないということで、制度導入に当たって準備は必要だと思うんですけど、その点はどうでしょう。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 適格請求書、インボイスを発行するためには、令和5年3月31日までに所轄の税務署へ登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者となつていただく必要がございます。

○中山武彦 適格請求書ですね、発行すると、インボイスの発行ということだと思いますけど、インボイス制度が導入されたときに影響を受けるその事業者さんはどのような事業者さんなのか教えてください。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 多くの中小企業者の方に影響が出ると思われませんが、基準期間、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は原則前々事業年度における課税売上高が1,000万円以下で消費税の申告及び納付を行う必要がない免税事業者の方に特に影響があると思われまふ。

○中山武彦 じゃあ、免税事業者にどのような影響があるのか教えてください。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 課税事業者である買手側には、適格請求書、インボイスを発行できない場合、免税事業者である売手側は消費税額分の値引きを要求される可能性や取引を解消される、最悪取引解消につながる可能性があると考えております。

○中山武彦 免税事業者については今までその、益税というんですかね、免税されてたので消費税を支払ってなかったということで、そのインボイスを発行できないとそのあたり、仕入れ控除額が変わってくるんですね。そういう影響があるというふうに今理解しております。事業

者さんが登録するかしないかは任意であるということで、申告に際しては簡易の課税制度が今回も導入されるということで、そちらも利用できるそうです。ただ、どうするか、なかなか難しい問題もはらんでますので、市としても支援体制を取っていただきたいと思いますけども、そのあたり、市として何ができるのか教えてください。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 今おっしゃっていただいたように複雑な制度でもあります。また、判断に苦しむ場面もあると思います。特に中小零細企業者の方からお電話や窓口で問合せがあった場合は、インボイス制度について説明し、理解してもらえるよう努めます。また、商工会等が主催する説明会があれば適宜案内させていただきます。課税事業者となることを希望された場合は所轄の税務署への引継ぎをしたいと考えております。

○中山武彦 そのあたりもよろしく願いいたします、香芝の事業者さん、たくさんいらっしゃいますので。

「人に優しい社会に向けて」

○中山武彦 それでは、3番の子ども医療費制度について伺いたいと思います。

子ども医療費制度、令和3年度から高校生まで拡充されておりますけども、どのような制度なのか改めて教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 本市における子ども医療助成制度につきましては、令和3年4月より18歳の年度末までを年齢拡充させていただき、高校生相当までの医療費助成を行っております。制度の内容といたしましては、小学生から高校生相当までの医療費につきましては、医療機関の窓口にて保険適用分を3割ご負担いただき、後日事前にご登録いただいた預貯金口座に一部負担金を差し引き、助成金を振込させていただく自動償還払いとなっております。未就学児につきましては、令和元年8月より医療機関の窓口にて一部負担金のみをお支払いいただく現物給付方式となっております。

○中山武彦 今のお話で高校生まで広がったということですが、なぜ未就学児のみが一部負担金を払うだけの現物給付方式なのか、この点についてはどうですか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 医療機関を受診され、窓口での支払いが一部負担金のみになり、頻回受診、医療機関に複数回受診されることにつながり、保険給付費が増嵩することと言われております。このことから、現物給付方式を適用いたしますと、国民健康保険制度におきまして国から交付されます療養給付費負担金及び財政調整基金の交付額を減額する措置が講じられます。平成30年度にこの減額措置が未就学児を対象に撤廃されましたことを受けまして、未就学児のみに現物給付方式が適用されました。

○中山武彦 そのいわゆるペナルティーっていう科されてる部分が未就学児の方は外されたということでそうなったというふうに今理解をしておりますけども、このこと自体子育て支援を進めることに対しての逆行になっているということでそこだけ外されたということなんですけども、本来であれば 18 歳まで少なくともそういった措置がなくて取られるべきものであると、このように思います。ただ、国の議論の中の話でございますので、これは自治体でどうできるか、先ほどの議長の議論でもありましたけども、そのあたりのことと絡んできます。こうなると、私が聞き及んでおりますのは、奈良県では奈良市さんが最近そこに踏み出すような検討もされると、小学校、中学校ですが、話は聞いてますけども、ここ香芝でもずばり検討してはどうかと思っておりますけども、現物給付の導入に向けて、これは市長に伺いますが、その辺、いかがでしょうか。

○市長 おっしゃるように、いわゆるペナルティーの部分、それが本市においては 600 万円ほどっていうのが予想されております。先ほどのお話にあったように、未就学児に関しましてはそのペナルティー部分がもうないということで、奈良県全部で一斉に対応されました。本市におきましては、医療費、これの補助が高校生の末まで、高校生の年度末というふうなことになっておりまして、比較的その拡充はしていつている状態ではございます。この医療費の 18 歳までの拡充により、近隣都市、大和高田市であったり広陵町であったり、また上牧町もこの 18 歳という動きは広がりつつあります。そして、今議員お尋ねのように、奈良市においては現物給付、この動きが広がっております。奈良県下全てで一斉にやるのが理想的かなというふうには思っておりますが、近隣都市、さらにはその時期を見合わせて、香芝市もそれには参加していくべきだというふうには考えております。

○中山武彦 近隣の状況もちよっと伺いました。香芝市としてどうするのか、新たな判断もまたしていただきたいと、このように思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、主権者教育について伺いたいと思っております。

さきの参議院選挙では、全国の平均の投票率 52.05%で、前回の 2019 年よりは 3.25 ポイント上がりました。ただ、10 代の投票率は、34.49%と前回より 2.21 ポイント上がったものの、全体の投票率からは 17.56 ポイントも下回るという結果でございます。今香芝の世代、若い世代の政治への関心がどうなのか非常に心配されるところでございます。

そこでまず、香芝の 10 代の投票状況について教えていただきたいと思っております。

○総務部長 お答えいたします。

本年 7 月に実施されました参議院議員通常選挙、選挙区選出における 18 歳及び 19 歳の投票状況についてご報告いたします。

18歳の方の投票者数は、男女合計で417名、投票者全体の約1.2%でした。19歳の方の投票者数は、男女合計で331名、投票者全体の約1%です。また、18歳及び19歳の方の合計投票率は40%で全体の投票率53.5%を下回っております。

以上です。

○**中山武彦** 今のでございますと、1.2%、1%という割合もさることながら、やはり香芝の10代の投票率の全体との差が13.5ポイントになるということになりました。この差、全国平均よりも小さいですけども、10代の投票率がかなり低いのは同じ傾向だと思います。過去から投票率が上がってきているのか下がっているのか、そのあたりの推移と全国との比較を教えてください。

○**総務部長** 過去に行われました投票について、全国平均との比較ができる国政選挙の投票状況についてご報告します。

平成28年7月に実施されました参議院議員通常選挙では、18歳及び19歳の方の合計投票率が46.9%、全国平均は46.8%でした。次に、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙では、18歳及び19歳の方の合計投票率が41.3%、全国平均は40.5%でした。

○**中山武彦** 年々全国も香芝とともに投票率が下がってきているということで、今回の選挙結果を踏まえまして、市として年代別投票率のその分析は行っているのか教えてください。

○**総務部長** 令和3年実施の衆議院議員総選挙では、最も投票率が低い年代が20歳代で、投票率にしますと約36%でした。次に、30歳代で45%、続いて40歳代で約53%、50歳代から70歳代にかけては年代が上がるにつれ投票率も上がり、60%から74%へと増加しております。80歳以上の年代では、52%と40歳代とほぼ同じ割合でありました。この状況は全国と同じ傾向でございます。また、令和4年の参議院議員通常選挙におきましても、本市、全国とも令和3年のただいま申しました衆議院議員選挙と全く同じ傾向です。

○**中山武彦** そのような状況ですけど、年代が上がればまた上がる可能性はありますけども、分析結果を踏まえどのように受け止めているのか、対策が必要と考えますけども、どうでしょう。

○**総務部長** 選挙結果を踏まえまして、本市においても全国的な課題と同様に10歳代及び20歳代の若年層の有権者の投票率の向上に向けた取組を継続して行う必要があるものと考えます。これまで行いました取組としましては、平成30年度にはふれあいフェスタにおいて、令和元年度には市内高等学校において模擬投票の実施を行い、選挙啓発をしております。しかしながら、令和2年度以降においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から啓発活動は積極的に行えていない状況です。今後は、感染症対策を行いながらこれまでのような取組を継続して行い、一人でも多くの若い世代の方が政治や選挙に関心を持っていただけるように鋭意努

力していきたいと考えてございます。

○中山武彦 そのことについては、やはり何も今回はできてなかったのではないかなと、このように思いますので、ぜひとも選挙の前に、分かりますから、衆議院、分かりませんけどね、日常的にやっていたかなきゃいけないと、このように思います。人口ボリュームからすれば、やはり 10 代の方は自分たちが投票しても変わらない、社会は変わらないんじゃないかなというふうに諦めている人が非常に多いのではないかなという、そのような分析もよく耳にいたします。年齢を重ねれば、先ほども言いましたが、上がってくる可能性はありますけども、若い世代が当事者意識を持ってしっかり政治にも参加してもらえるようにあらゆる関係者が努力していかなければなりません。

そこで、教育委員会に伺いますけども、小・中学校では主権者教育についてどのように学んでいるのか教えてください。

○教育部次長 小学校の社会科では、議会政治や選挙の意味、裁判員制度、租税の役割などを学んでおります。中学校の社会では、民主主義の推進、公正な世論形成、選挙など、国民の政治参加などを学ぶようなことになっております。また、社会科のみならず、家庭科、道徳、特別活動、さらには総合的な学習の時間等を中心にこれまで学んだ学習内容を相互に関連を図っていくこととされております。

以上でございます。

○中山武彦 そのようなカリキュラムもあるかと思えますけども、子供社会の中で生きた教育というものも必要だと思えますけど、そういった子供社会の中での主権者教育は、何かつながることはございますか。

○教育部次長 児童・生徒にとりまして身近な社会であります学校生活の充実や向上、これを図ることを目指します児童会活動、さらには生徒会活動やボランティア活動、こういったところは主権者としての意識を涵養する上で重要な場となっております。

○中山武彦 そのあたりのことですね、ありますけども、以前も言いました、中学生議会がやはり社会との接点に大きく寄与するものであると、このように私も考えておりますし、多分そうだと思うんですね。ですから、また検討をしていただいて、コロナ禍というところもございますし、ぜひともまた前向きな検討をお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

じゃあ続きまして、認知症施策について伺います。

今年の初め、公明党もアンケート調査いたしまして、高齢者の心配事についてはどうかというところで聞きますと、やはり自分や家族が認知症になったときが回答者の 64%を占めておりました。

そこで、認知症の高齢者の数を香芝市はどのように把握されているのかまず教えていただきたいと思います。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 認知症の高齢者の把握についてでございますけれども、各年度の要介護認定に必要な主治医意見書の項目の中にございます認知症日常生活自立支援度の分類におきまして自立以外の分類を選択しておられる方を認知症高齢者として把握しております。要介護、要支援認定者の約 55%の方が認知症高齢者であり、令和3年度におきまして認定決定をした2,499人のうち、認知症高齢者は1,386人でした。割合につきましては、過去5年間 55%前後で推移しております。令和元年度に実施した意向調査では、認知機能の低下が見られた高齢者は2,500人で全体の24.5%という結果でございました。

○中山武彦 分かりました。その数については 55%で推移してるということで理解するんですが、この香芝の中でどのような施策に取り組んでいるのか伺いたしたいと思います。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 事業の大きな柱といたしましては、2つございます。まず1つ目として、主に高齢者を対象とした認知症を予防するための取組がございます。認知症状のある方に対して専門職チームで検討を重ね個別の支援を行ったり、その家族に対して介護教室などを開催しております。また、一般介護予防教室におきまして、コグニサイズと呼ばれる運動と認知課題、計算と尻取りを組み合わせた認知症予防を目的とした教室を開催しております。

次に、2つ目の柱といたしまして、全ての市民を対象に認知症に関する正しい知識や対応の普及啓発を推進する取組を行っております。具体的な事業では、認知症サポーターの養成講座の開催やアルツハイマー月間などに合わせて図書館での掲示やポケットティッシュの配布等を行っております。

○中山武彦 その認知症の施策について、お聞きしました、チームオレンジの整備っていうのがあったと思うんですが、これは進んでるんでしょうか。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） チームオレンジとは、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどの支援を行う認知症サポーターにつなぐ仕組みでございます。その支援者を養成するため、令和4年3月に開講式を行い、8月までに計6回の認知症ステップアップ講座を開催いたしました。現在 28名の方がチームオレンジとしての支援者となっておられ、今後は自主的な活動を始められる予定となっております。

○中山武彦 そのチームオレンジの皆様の活躍を期待したいと思います。予防のための施策と、また知識の普及も積極的に進めていただきたいと、このように思います。香芝も高齢化が進み、認知症の方が増加することは避けられない状況でございますので、ぜひとも進めてください。

先ほど芦高議員のほうからも質問がありましたけれども、気になるのはやはり高齢者だけで構

成されてる世帯とか、特に独り家庭の、独り暮らしの方ですね、の支援です。ご近所の方やご家族の訪問がしばしばあれば認知症の初期症状である物忘れとか認知力の低下、判断の低下など、それが把握できますけども、そのことについて、生活を支える支援に把握できればつながると思いますけども、地域における高齢者のこの見守り、認知症のケースに限ったってことではないかもしれませんが、そのことについて教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 地域におきます高齢者の見守り事業についてでございますけれども、見守り協力事業者ネットワーク事業というものをやっております。こちらにつきましては、地域の金融機関やコンビニエンスストア、スーパー、新聞配達業者などの事業者と提携を結び、気になる高齢者に関わられた際に情報提供をしていただける仕組みとなっております。地域高齢者の異変の早期発見、早期対応に向けて高齢者の重層的な見守りの仕組みづくりを推進しております。現在 74 か所の事業者にご協力をいただいております。

○中山武彦 そこで対応された事例というものはございますか、また対応内容を教えてください。

○健康部次長（国保医療課長事務取扱） 令和 3 年度におきます情報提供は 7 件ございました。一例を挙げますと、金融機関に通帳の再発行のために行かれたご高齢の方が必要な書類や印鑑を持たれずに行かれ、職員が手続の説明をされ、一旦戻られましたけれども、再度来られた際にさっきの説明を忘れておられ、もう一度一から説明をすると、そういったことを何度も繰り返すご高齢の方がいらっしゃったというふうに聞いております。このケースについてでございますけれども、この方はお独り暮らしでいらっしゃいまして記憶障害が見られたため、地域包括支援センターの職員が関わりさせていただきまして、お近くにお住まいのご親戚の方と認知症状などによる相談を含めまして適切な医療や介護サービスを受けていただけるよう連携を図りまして、支援体制の構築をいたしました。

○中山武彦 この見守りをしていただくのがやっぱり一番成果も出てますので、この取組もさらに進めたいと、安心できる地域、そのあたりでお願いしたいと思います。

目線を変えて高齢者の詐欺被害ということで、その対策も伺いたいですけども、対策をどのようにされてるのか教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 高齢者特殊詐欺対応でございますけれども、令和 3 年、去年の 9 月から防犯電話の購入助成という事業を令和 3 年度においては防犯協議会の事業、本年度令和 4 年度においては香芝市の事業として継続しております。

○中山武彦 その防犯電話の購入については私も電気屋でちょっと話を聞きましたけども、助成制度の実績について教えてください。

○危機管理監兼生活安全部長 立ち上げた去年におきましては、半期ではございますけれども、

49 件の実績、令和4年度、今年度におきましては8月末時点で、行き渡ったのか、4件となっております。助成内容は同じです。

○中山武彦 今年度は低調ということになってますけども、なかなか物が入ってこないというような電気屋さんもちよっとあったようでございますけども、その周知方法、どうされているのか、そのあたり、工夫もされてますか。

○危機管理監兼生活安全部長 今お話しさせてもらってる助成制度につきましては、自治連合会の定例会であったり老人クラブの会長会等でこういった事業をやってますっていうアナウンスはさせてもらってます。あわせて、特殊詐欺は日々起こっておりますんで、そういった事案があったときは香芝市のホームページ、香芝市の公式LINE、県警におきましてはナポくんメールで都度リアルタイムで発信されているところでございます。

○中山武彦 その啓発も必要ですし、またこの助成についてもさらに周知もしていただきたいと、このように思いますので。

それと、別の観点ですが、粗大ごみの搬出サービスについて伺いますけども、市はふれあい収集をされてますけども、大型の粗大ごみを戸外に持ち運ぶことがなかなか難しい場合があると、このように考えますけども、あくまで戸口まで出さないといけないのか、この点、どうですか。

○市民環境部長 本市の収集センター職員の粗大ごみのリクエストセンターにお問合せいただいた分につきましては、おっしゃるとおりお部屋から運び出すといったことは行ってございませんで、玄関口までお伺いさせていただくということでございます。

○中山武彦 これ、自身でどうしても運べない場合があると思います。相談に乗っていただけますか、こういうときは。

○市民環境部長 基本的にはご家庭内にお邪魔して、中に上がって搬出とかなどを行うようなサービスにつきましては、民間業者がございしますので、そういったご依頼をしていただくことになるかと思えます。また、ボランティアセンターにおきまして、身寄りのない高齢者の方であったり障害者の方からのご相談に応じてボランティアの方による回収が行える場合があると聞いてございますので、リクエストセンターのほうにお問合せいただいた折には今申しましたようなことをご案内させていただいてございます。

○中山武彦 ボランティアとマッチングできればいいんですけども、収集センターの職員でサポートはできませんでしょうか。

○市民環境部長 搬出時のご家庭内の物であったりとか屋内の壁とかを破損してしまうリスクなど、あと難しい課題もございします。また、業としてされている事業者と同様のサービスを市で行うことは現状では考えてございません。

○中山武彦 考えてないということで、職員では破損のリスクがあるんですかね、そのあたりもあるということで、分かるんですが、そのマッチングができればいいんですけどもなかなか難しい面もあるというふうに思いますので、そこはボランティアさんのボランティアセンター、収集センター等、協議していただければと思います。ご検討のほうをお願いしたいと思います。うまくいかない場合は業者さんとの交渉になると思いますけども、その点、引き続き現状を見ていただきたいと思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

じゃあ、引き続き男女共同参画について伺います。

この日本の社会では、やはり男女の賃金格差があり、また家事や育児のことについて、また仕事とのことについての役割分担意識、なかなか抜け切れないものがあります。ジェンダー平等という言葉がよく最近聞かれますけども、少しずつ変化してきてるのではないかなと、このように思います。

そこで、ジェンダーについて伺いますが、ジェンダー平等の視点で男女共同参画社会を進めるに当たりましての基本的な方針について教えてください。

○市民環境部長 本市の男女共同参画プランにおきましては、「人権が尊重され、多様な生き方が選択できるまち 香芝」を基本理念としておりまして、誰もが等しく輝ける社会の基盤づくりの基本目標の下、男女共同参画意識の浸透として男女共同参画の意識を高めるための啓発、意識づくりのための教育の推進、人権尊重の理念に基づく多様な性への理解促進といったことを基本方針といたしております。また、市役所における男女共同参画、女性活躍の推進、研修の充実といった基本方針とか施策によってジェンダー平等の視点に立った市政の推進を目指しておるところでございます。

○中山武彦 基本的な方針についてはそのように伺いました。

具体的に市民の意識はどのように変わってるんでしょうか。

○市民環境部長 本市のほうで市民意識調査を平成 28 年、そして昨年度の令和 3 年に実施させていただいておりまして、その中で、例えばではございますけれども、夫は外で働き妻は家庭を守るべきというような考え方に反対する割合としまして、女性で 56 から 65%と 9 ポイント増加したり、男性でも 48 から 54%と 6 ポイントほど増加しているっていう例もございます。また、育児について夫婦で同じぐらい行っているっていうような割合も、17 から 24%と 7%ほど増加しておりまして、市民意識は、徐々にですけれども、男女共同参画に向けて進んでいるものと考えてございます。

○中山武彦 そのように出ているということですが、とはいうもののなかなか男性としてはなかなか意識を変えるのはなかなか難しい面も内心思うわけですね。何かメリットがあればそんなこともするのかなという気も起こるのかもしれませんが、なかなか男性が家事、育児につ

いてやるというのは、年代にもよりますが、なかなか難しい意識改革の課題ではないかと、このように今思います。だから、少しずつ変わっていくのじゃないのかなって私もそのように実感しておるところです。

庁内の取組について伺いたいと思いますけども、いかがでしょう。

○企画部長 具体的な取組といたしまして庁内の動きを少しご紹介させていただきます。

市民協働課によります啓発セミナーというのはもちろんでございますけれども、福祉センターの改修時には男性トイレや多機能トイレにベビーチェアやおむつ交換台を設置するなどいたしております。また、市役所1階には、授乳室を設けてございまして、これは男性もご利用いただけますということでございます。また、1階男性用トイレには汚物入れを設置させていただきました。今年の職員採用のエントリーシートには、性別記入欄などを設けないというようなこともさせていただきましたし、役所内で記入する書類にはできる限りジェンダーや性的マイノリティーに配慮したものに変更するよう働きかけがなされているという状況でございます。

○中山武彦 庁内では進んでる面もあるのかなと、このように今思いました。そういった形で男性版の産休も、育休ですか、育休というものも始める、拡充されるということですので、一層意識啓発を広めていただきたいと思います。

市長に伺いますけども、政府が6月に女性版骨太方針でジェンダード・イノベーションと言われる男女性差に着目しての研究や開発、技術開発というものを示されまして、これは男性視点優先の研究開発が女性の健康とか日常生活を害する可能性があるということで、そのような視点で考えておられます。現在においては、男性自身もジェンダーのために生きづらいとかということも言われてまして、男性性の見直しも考えられているような時代になってきました。このような考えの下、ジェンダード・イノベーションについて市としての意識を持って考えていただかなければいけないと、このような時代だと思いますけど、市長の考えを改めて教えていただきたいと思います。

○市長 ジェンダード・イノベーションについて、先日新聞にも詳しく書いてあったので、少し見させていただきました。この新聞の中によると、おっしゃってるように、シートベルトの開発等が男性用になって女性在实际大けがしてしまう可能性があったりとか、あとはお薬、その開発っていうのが男性の方の被験者が多くて女性にはちょっと強過ぎるというふうな場合がありますよと、そういったことが書かれておりました。男性であるとか女性であるとか、そういった性別に関わることなくウェルビーイングっていうのを高めていく、誰もが暮らしやすい、そういったまちづくりを推進していくべきだというふうに感じました。

○中山武彦 そんなことがあるのかなと私も改めて記事を見ましてジェンダード・イノベーションというふう認識いたしましたんで、こういった形で進めていくのかなというふうに思い

ます。よろしくお願いいたします。

最後に、障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について伺います。

近年土砂災害や風水害が各地で頻発しておりまして、障害者、障害をお持ちの方が災害時にコミュニケーションが十分に取れないということで被災してしまう可能性が出てきております。その際、そんな背景の下、こういった法律も人命を守る上で有用と考えておりますけども、この法律の趣旨と目的についてまず教えてください。

○福祉部長 本法律は、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策、こちらを総合的に推進し、地域共生社会の実現を図るために制定されたものでございます。

○中山武彦 そういったことで、障害のある方もまたない方も同じように情報を同一の場所でいただけるように、そういった形の背景があるのでそういった目的だと思います。

今既に電話リレーサービスということでテレビ電話を介した手話通訳ということも制度化されておりますし、読書バリアフリー法等もございます。香芝市でも現状法律に関連した施策、現状について、その施策の現状を教えてくださいませんか。

○福祉部長 本市における具体的な取組といたしましては、聴覚障害のある人の情報取得の利用や意思疎通支援、こちらを確保するため、手話通訳者及び要約筆記者の養成、また専任手話通訳者の常設、また会議等へのヒアリンググループの設置等に取り組んでございます。そして、障害特性の多様なニーズに対応したまちづくり促進のため、合理的配慮の提供に関する事業への補助金事業にも取り組んでいるところでございます。

○中山武彦 では、香芝では具体的にどのような取組をしてるのか伺えますか。

○福祉部長 具体取組につきましてはただいま答弁させていただいた内容にはなるんですけども、今後の取組といたしまして、今後における新たな取組といたしましては、視覚障害のある方への情報取得利用や意思疎通支援の確保を目的としまして、点字プリンターや音声コード作成ソフト、こちらを活用しました障害理解啓発に関する広報やチラシ、資料等の点訳または音訳化に取り組み、地域共生社会の実現に向けた施策を推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○中山武彦 今の障害者施策についても、様々な形でありますけど、コミュニケーションがやはり一番要になるかなと思いますので、ぜひともこの発展、技術を使った形での拡大拡充を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で、私の代表質問を終わらせていただきます。長々とどうもお世話をかけました。ありがとうございました。